

外貨管理規制強化に伴う資金調達方法について

輸入延払い規制強化に伴い資金調達を検討する場合の要点整理

先月、国家外貨管理局より立て続けに輸出入決済に関する外貨管理を強化する通知が公布されました。今回の通知により、輸入延払金の外債登記に関する取り扱いが変更され、会社の資金繰り調整を親会社の輸入代金の支払サイトで調整されている企業にとっては大きな影響を与えることとなります。

今回の通知の影響を受け、資金調達の必要性が出てきている企業も多くあることと思います。

そこで今回は、資金調達を検討する場合の要点を整理してみたいと思います。

1. 新規定に基づく輸入延払外債登記枠を確認

新規定では、輸入通関後 90 日以上延払については、延払外債登記を要することとされており、延払外債登記は前年度輸入支払総額の 10%までとされていますので、会社で延払外債登記が可能な金額枠を確認しておく必要があります。

2. 輸入代金の支払いサイトを確認

現在会社の輸入代金支払いサイトが 90 日以内となっている場合には、延払外債登記は問題ないと考えがちですが、ここで注意が必要なのは、延払外債登記は輸入通関後 90 日以上のものでされている点です。

たとえば請求日後 90 日払いとなっている場合にはアウトです。このため、支払サイトを確認する場合には、輸入通関日から支払予定日までの期間を確認することがポイントとなります。

3. 延払外債登記可能額と 90 日を超える支払い額の確認

上記1. の延払外債登記可能額が上記2. の輸入通関日から 90 日を超える支払い額以内であり、延払外債登記可能額に余裕がある場合には当面は問題ありません。しかし、延払外債登記可能額の解釈について、一度登記しその後返済すれば登記可能額が復活するという考え方(残高の枠)と、一度きりの利用とする考え方(発生累計額の枠)があり、公式見解としてはまだ明確になっていません。延払外債登記可能額は発生累計額の枠となると、今後も継続して延払外債登記が発生する場合、可能額を超過することが予想されます。

また、すでに登記可能額を超過している場合には、10 月 1 日までに資金調達を行い、通関日から 90 日を超えている延払について登記可能額を超過する部分は返済を前倒しする必要があります。

4. 資金調達方法

延払い金を前倒しで返済する場合には、新たな資金調達が必要となりますが、資金調達方法は主に親子ローン、銀行ローン及び増資が考えられます。

(1) 親子ローン

親子ローンを行う場合には、外債登記が必要となり(延払外債登記とは別)、外債登記の金額の枠は投注差(総投資額－登録資本金額)とされています。

すでに長期親子ローンや短期親子ローンを利用している場合には、投注差－長期親子ローン発生累計額－短期親子ローン残高が外債登記可能額とされています。

資金需要額<外債登記可能額であれば親子ローンのみで調達可能です。

資金需要額>外債登記可能額であれば別の方法による資金調達も検討が必要となります。

(2) 銀行ローン

銀行ローンは現地法人に担保提供できる資産がない場合、一般的に親会社の保証による借入となります。

親会社保証による銀行借り入れの注意点は、現地法人が万が一返済不能となった場合、親会社は現地法人に代わり銀行に借入金の返済を行うこととなりますが、借入金の返済を行ったと同時に日本親会社は現地法人への貸付債権を有することとなります。この時に上記(1)の親子ローンと同様に外債登記が必要となりますが、投注差の枠を超えている場合には超えた金額は外債登記ができず外貨での返済ができなくなります。

(3) 増資

増資は現地法人にとっては返済が不要であるため安全かつ確実な資金調達方法と考えられますが、親会社にとっては資金が中国に固定化されるため慎重な判断が必要となります。

また、増資の場合、総投資額の増額と登録資本金の増額(増資)を同時に行い、外債登記可能額を増やしておくことも重要です。この場合における総投資額と登録資本金との関係は、すでに登録された総投資額と登録資本金額とは切り離し、1回の増資毎に判断することとされております。

例えば、現在の総投資額500万ドル、登録資本金250万ドルの会社が200万ドルを増資しようとする場合の増資後の総投資額と登録資本金額は最大以下の金額となります。

総投資額500万ドル+200万ドル÷70%=約785.7万ドル、登録資本金450万ドル

※ 総投資額と登録資本金との関係

総投資額300万ドル以下……登録資本金は総投資額の70%以上

総投資額300万ドル超1000万ドル以下……登録資本金は総投資額の50%且つ210万ドル以上

(4) 増資と親子ローンを併用

増資に伴う総投資額の増額により外債登記可能額を拡大し、親子ローンと増資を併用して資金調達を行うことで、増資資金を最小限に抑え親会社にとって効率的な資金供給方法を検討します。

(5) 利益の資本組み入れ

未処分利益がある場合には、未処分利益に配当を行い、当該配当金を資本金に組み入れることで増資と総投資額の金額を拡大し外債登記可能額を拡大し、親子ローンの金額を増やすこともできます。しかしながら、配当金として親会社に還流される資金が資本金として現地法人に投資され固定化されますので、増資同様慎重な判断が必要となります。

以上、延払外債登記の影響を受け資金調達を行う上での注意点と、資金調達方法について簡単に説明をいたしました。増資に関する手続きは時間を要するため早めの決断が必要となります。また、債務の資本化(デットエクイティスワップ)も理論上は可能とされていますが、実務ではまだ一般的ではないため、所轄の行政機関で滞りなく手続きが進められるか不安があります。(完)